

○農林水産省
経済産業省令第四号
環境省

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の一部の施行に伴い、及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百十七号）に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和

経済産業大臣 赤澤 亮正

環境大臣 石原 宏高

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令の一部を改正する省

令

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令（令和七年農林水産省
経済産業省令第
環境省令第

二号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

		改	正	後
		改	正	前
	(指定実施機関の指定の申請)			
第二条 法第五十七条の四第二項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。				
一〇四 (略)				
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならぬ。				
一〇十 (略)				
	(指定実施機関の指定の申請)			
第二条 法第五十七条の十九第二項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。				
一〇四 (略)				
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならぬ。				
一〇十 (略)				

十一 法第五十七条の五第二項第二号から第四号までの
いずれにも該当しないことを誓約する書面

十二 (略)

(事務の一部委託の承認申請)

第三条 指定実施機関は、法第五十七条の四第四項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一・五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならぬ。

一・二 (略)

三 受託者が法人である場合には、受託者の定款及び登記事項証明書又はこれに類するもの

四 (略)

五・六 (略)

(削る)

七 (略)

八 受託者が法第五十七条の五第二項第二号から第四号

十一 法第五十七条の二十第二項第二号から第四号までの
のいずれにも該当しないことを誓約する書面

十二 (略)

(事務の一部委託の承認申請)

第三条 指定実施機関は、法第五十七条の十九第四項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一・五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならぬ。

一・二 (略)

三 受託者が法人である場合には、受託者の定款及び登記事項証明書

四 (略)

五 受託者が法人である場合には、受託者の役員の氏名及び略歴を記載した書類

六・七 (略)

八 委託しようとする事務を行う者の氏名及び略歴を記載した書類

九 (略)

十 受託者が法第五十七条の二十第二項第一号から第四

までのいづれにも該当しないことを誓約する書面

九 (略)

(事務の一部委託の承認基準)

第四条 主務大臣は、前条第一項の申請書の提出があった場合において、その申請が次の各号のいづれにも適合すると認めるとときは、これを承認するものとする。

一～四 (略)

五 受託者が法第五十七条の五第二項第一号から第四号までに掲げる要件に該当しないこと。

六・七 (略)

(名称等の変更の届出)

第五条 指定実施機関は、法第五十七条の六第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

(役員の選任又は解任の認可の申請)

第六条 指定実施機関は、法第五十七条の七第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

号までのいづれにも該当しないことを誓約する書面

十一 (略)

(事務の一部委託の承認基準)

第四条 主務大臣は、前条第一項の申請書の提出があった場合において、その申請が次の各号のいづれにも適合すると認めるとときは、これを承認するものとする。

一～四 (略)

五 受託者が法第五十七条の二十一第二項第一号から第四号までに掲げる要件に該当しないこと。

六・七 (略)

(名称等の変更の届出)

第五条 指定実施機関は、法第五十七条の二十一第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

(役員の選任又は解任の認可の申請)

第六条 指定実施機関は、法第五十七条の二十一第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一（三）（略）

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするとときは、同項の申請書に、役員として選任しようとする者の就任承諾書及び法第五十七条の五第二項第四号イ又はロの規定に関する誓約書を添えなければならない。

（事務規程の認可の申請）

第七条 指定実施機関は、法第五十七条の九第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事務規程の案を添え、主務大臣に提出しなければならない。

2 指定実施機関は、法第五十七条の九第一項後段の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一（三）（略）

（事務規程の記載事項）

第八条 法第五十七条の九第二項第四号の主務省令で定める国際協力排出削減量関係事務に関し必要な事項は、次のとおりとする。

一（十）（略）

一（三）（略）

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするとときは、同項の申請書に、役員として選任しようとする者の就任承諾書及び法第五十七条の二十四第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事務規程の案を添え、主務大臣に提出しなければならない。

（事務規程の認可の申請）

第七条 指定実施機関は、法第五十七条の二十四第一項前段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2 指定実施機関は、法第五十七条の二十四第一項後段の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一（三）（略）

（事務規程の記載事項）

第八条 法第五十七条の二十四第二項第四号の主務省令で定める国際協力排出削減量関係事務に関し必要な事項は、次のとおりとする。

一（十）（略）

(事業計画等の認可の申請)

第九条 指定実施機関は、法第五十七条の十第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添え、主務大臣に提出しなければならない。

2 指定実施機関は、法第五十七条の十第一項後段の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一（略）

(事業報告書等の提出)

第十条 指定実施機関は、法第五十七条の十第二項の事業報告書及び収支決算書に貸借対照表を添え、主務大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十一條 指定実施機関は、法第五十七条の十二に規定する帳簿を一年ごとに閉鎖し、国際協力排出削減量関係事務を廃止するときまで保存しなければならない。

2 法第五十七条の十二の主務省令で定める国際協力排出削減量関係事務に関する事項は、次に掲げるものとする。

(事業計画等の認可の申請)

第九条 指定実施機関は、法第五十七条の二十五第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添え、主務大臣に提出しなければならない。

2 指定実施機関は、法第五十七条の二十五第一項後段の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一（略）

(事業報告書等の提出)

第十条 指定実施機関は、法第五十七条の二十五第二項の事業報告書及び収支決算書に貸借対照表を添え、主務大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十一條 指定実施機関は、法第五十七条の二十七に規定する帳簿を一年ごとに閉鎖し、国際協力排出削減量関係事務を廃止するときまで保存しなければならない。

2 法第五十七条の二十七の主務省令で定める国際協力排出削減量関係事務に関する事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

3 (略)

(国際協力排出削減量関係事務の休廃止の許可)

第十二条 指定実施機関は、法第五十七条の十五第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一・三 (略)

一・二 (略)

3 (略)

(国際協力排出削減量関係事務の休廃止の許可)

第十二条 指定実施機関は、法第五十七条の三十第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一・三 (略)

(国際協力排出削減量関係事務の引継ぎ)

第十三条 指定実施機関は、法第五十七条の十八第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一・三 (略)

(国際協力排出削減量関係事務の引継ぎ)

第十三条 指定実施機関は、法第五十七条の三十三第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならぬ。

一・三 (略)

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

附 則